

医療施設調査についてよくあるご質問

- Q.1 「医療施設静態調査」と「医療施設動態調査」は何が違うのですか。 1
- Q.2 施設数及び病床数の「人口 10 万対」とはどういう意味ですか。 1
- Q.3 従事者数の「常勤換算」とはどういう意味ですか。 1
- Q.4 医療施設調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。 1
- Q.5 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。 1
- Q.6 医療施設静態調査では、調査対象施設の名簿情報としてどのようなものを使用していますか。 2
- Q.7 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。 2
- Q.8 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。 2
- Q.9 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。 2
- Q.10 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないように、何か対策をしていますか。 3
- Q.11 医療施設静態調査で調査している検査等の実施状況の「患者数」と社会医療診療行為別統計で集計している検査の「実施件数」及び「回数」の違いは何ですか。 3
- Q.12 医療施設静態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。 3
- Q.13 平成 29 年医療施設静態調査で診療時間外に受診した患者の延数等を把握する項目が削除されましたが、今後このような患者に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。 3
- Q.14 平成 29 年医療施設静態調査で手術等の実施状況の一部の項目が削除されましたが、今後このような手術に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。 5
- Q.15 平成 29 年医療施設静態調査で病院票に「従事者数」の項目が追加されたのはなぜですか。 6
- Q.16 平成 30 年 4 月から「介護医療院」*が創設されましたが、病院又は診療所の療養病床から「介護医療院」に転換した場合は医療施設調査の対象に含まれますか。 8
- Q.17 医療施設調査の対象であった病院又は診療所の療養病床が「介護医療院」に転換した場合は調査対象から外れるとのことですが、今後このような施設に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。 8

Q.18 医療施設動態調査における「開設者の変更」とはどのような場合をいうのですか。	8
Q.19 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とはどのような場合をいうのですか。	9

Q.1 「医療施設静態調査」と「医療施設動態調査」は何が違うのですか。

A.1 「医療施設静態調査」は全医療施設の詳細な実態を把握することを目的として3年に一度実施しています。調査の対象は調査時点で開設している全ての医療施設になります。

一方、「医療施設動態調査」は医療施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき、毎月実施しています。調査の対象は開設・廃止等のあった医療施設になります。

Q.2 施設数及び病床数の「人口10万対」とはどういう意味ですか。

A.2 人口10万人あたりで、どのくらいの施設数及び病床数が存在するのかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。

$$\begin{aligned} \text{施設数（人口10万対）} &= \text{施設数} \div \text{推計人口} \times 100,000 \\ \text{病床数（人口10万対）} &= \text{病床数} \div \text{推計人口} \times 100,000 \end{aligned}$$

Q.3 従事者数の「常勤換算」とはどういう意味ですか。

A.3 従事者について、その医療施設の通常の1週間分の勤務時間で考えたときに、その職務の人が何人いるかを表しています。

下記の計算式により算出しています。

$$\begin{aligned} \text{常勤換算} &= \text{従事者の1週間の勤務時間（残業は除く）} \\ &\quad \div \text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間} \end{aligned}$$

Q.4 医療施設調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。

A.4 事務処理基準については「医療施設静態調査実施要領」及び「医療施設動態調査実施要領」としてまとめた冊子を作成し、調査協力機関である都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所にそれぞれ配布しています。

Q.5 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。

A.5 提出期限までに調査票が提出されない場合は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関を通じて、保健所等から呼びかけを行うこととしています。

Q.6 医療施設静態調査では、調査対象施設の名簿情報としてどのようなものを使用していますか。

A.6 名簿情報としては、過去の医療施設調査の情報を基に更新・整備している「医療施設基本ファイル」を使用しています。

なお、調査の実施に際して事前に用意される「医療施設基本ファイル」の情報と実際の調査日時における施設情報には差異が生じることがありますが、医療施設静態調査では、10月1日現在で開設している全ての医療施設を調査対象として調査票が作成・提出されることから、調査実施時期の正確な施設情報（抽出調査でいうところの「目標母集団」）として把握されています。

Q.7 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。

A.7 回答がない場合や記入内容に矛盾や外れ値があった場合は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関を通じて医療機関へ照会を行ったり、一定の整理のもと補足訂正を行ったりした上で集計を行います。

Q.8 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。

A.8 調査対象施設数とオンラインによる回答施設数は下記のとおりです。

【平成29年医療施設静態調査】

	(調査対象施設数)	(うちオンライン回答施設数)
病院	8,437 施設	3,866 施設
一般診療所	103,068 施設	12,577 施設
歯科診療所	69,404 施設	4,374 施設

Q.9 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。

A.9 厚生労働省へ提出された調査票（紙）からデータを作成する際は、必ず担当者を替えての再度入力を行うことを委託業者に義務づけています。

また電子調査票の場合は、医療機関の方が調査票に入力した後、データチェックを行うことで入力エラーを防ぐ仕組みとなっています。

Q.10 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないよう、何か対策をしていますか。

A.10 医療施設静態調査では、調査対象となる医療施設に調査票の作成方法を記載した「調査の手引き」を配布し、提出された調査票の審査を行う都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所には審査内容を記載した「医療施設静態調査実施要領」を配布して、調査票作成者や審査担当者の経験や質によって回答に誤差が生じないようにしています。

Q.11 医療施設静態調査で調査している検査等の実施状況の「患者数」と社会医療診療行為別統計で集計している検査の「実施件数」及び「回数」の違いは何ですか。

A.11 医療施設静態調査の検査等の実施状況の「9月中の患者数」は、1か月の間に当該検査について診療報酬上の算定をした患者の数になります。（診療報酬の請求をしていない施設において同等の検査を実施した場合を含みます）

一方、社会医療診療行為別統計における検査の「実施件数」は当該検査を実施したと記載のある6月審査分（1か月分）の診療報酬明細書の枚数になります。明細書は1か月ごとに1人1枚作成されますが、外来患者が当月中に同一医療機関に入院した場合等には明細書は入院外で1枚、入院で1枚作成されるので、患者数の参考としてみる場合には注意が必要です。

「回数」は診療報酬上、当該検査を算定した回数となります。

Q.12 医療施設静態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。

A.12 医療施設調査では 以下に示す項目について、厚生労働省が保有する行政記録情報を用いて、集計・表章を行っています。

「特定機能病院」

「災害拠点病院」

「救命救急センター」

「開放型病院」

「在宅療養支援病院」

Q.13 平成29年医療施設静態調査で診療時間外に受診した患者の延数等を把握する項目が削除されましたが、今後このような患者に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。

A.13 「診療時間外に受診した患者の延数」、「診療時間外に受診した患者のうち、緊急入院した患者の延数」、「診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児（3歳未満）の延数」、「9

月中に新たに入院した患者数」については、記入者負担の軽減を図るため調査項目より削除しました。

なお、厚生労働省の行政記録情報から作成している「社会医療診療行為別統計」や都道府県の業務記録情報である「病床機能報告」において、下記の表に示す項目について毎年の傾向を把握することができます。

ただし、時点（周期）、調査（集計）対象及び項目などが異なっているため、本調査結果との年次比較はできない点に留意する必要があります。

「社会医療診療行為別統計」及び「病床機能報告」と本調査の違いについては下記の表をご覧ください。また、それぞれの結果についてはリンク先を参照願います。

医療施設静態調査と「社会医療診療行為別統計」及び「病床機能報告」の比較

	医療施設静態調査	社会医療診療行為別統計 ^{注)}	病床機能報告 ^{注)}
所管	厚生労働省	厚生労働省	都道府県
時点 (周期)	10月1日現在 (3年)	6月審査分 (毎年)	7月1日現在 (毎年)
調査(集計)対象	病院・診療所(全数)	保険医療機関等における医療保険制度のレセプトのうちNDBに蓄積されたレセプト(全数) (医科診療、歯科診療、薬局調剤別。自費診療、労災保険等による診療や紙レセプト請求分は含まない。)	一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所(全数) (精神病床のみの施設及び無床診療所は含まない。)
項目 [把握期間]	診療時間外に受診した患者の延数 [9月中の1か月間]	初・再診料及び医学管理等の時間外加算、休日加算、深夜加算別回数 (医科診療、歯科診療) [6月審査分の1か月分]	休日・夜間・時間外に受診した患者延べ数 [前年7月1日～6月30日の1年間分]
	診療時間外に受診した患者のうち、緊急入院した患者の延数 [9月中の1か月間]	入院の初・再診料の時間外加算、休日加算、深夜加算別回数 (医科診療) [6月審査分の1か月分]	休日・夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数 [前年7月1日～6月30日の1年間分]
	診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数 [9月中の1か月間]	初・再診料、小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の乳幼児夜間加算、乳幼児時間外加算、乳幼児休日加算、乳幼児深夜加算別回数 (小児科外来診療料以外のこれらの加算には、3歳以上6歳未満を含む) (医科診療、歯科診療) [6月審査分の1か月分]	
	一般診療所における9月中に新たに入院した患者数 [9月中の1か月間]	有床診療所一般病床初期加算の実施件数 (医科診療)	新規入院患者数 [6月中の1か月間]

注) 項目については、平成29年時点のものであり、今後変更されることがあります。

◇社会医療診療行為別統計

e-Stat 政府統計の総合窓口

閲覧1 診療行為の状況

(医科診療)

[https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001116156&tclass2=000001116159&tclass3=00001116257)

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001116156&tclass2=000001116159&tclass3=00001116257](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001116156&tclass2=000001116159&tclass3=00001116257)

※「第1表 医科診療(総数) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数, 診療行為(細分類)、一般医療—後期医療・年齢階級別」などを参照

(歯科診療)

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&bunya_l=15&tstat=00001029602&cycle=7&tclass1=000001116156&tclass2=000001116159&tclass3=000001116160&result_page=1

※「第1表 歯科診療(総数) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数、診療行為(細分類)、一般医療一後期医療・年齢階級別」などを参照

◇病床機能報告

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

※「年度別病床機能報告公表データ」を参照

Q.14 平成29年医療施設静態調査で手術等の実施状況の一部の項目が削除されましたが、今後このような手術に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。

A.14 「全身麻酔(静脈麻酔は除く)」、「内視鏡下消化管手術」、「悪性腫瘍手術」の部位別(「食道」「肺」「胃」「肝臓」「胆嚢」「膵臓」「大腸」「腎」「前立腺」「乳房」「子宮」)の件数については、記入者負担の軽減を図るため調査項目より削除しました。

なお、厚生労働省の行政記録情報から作成している「社会医療診療行為別統計」や都道府県の業務記録情報である「病床機能報告」において、下記の表に示す項目について毎年の傾向を把握することができます。

ただし、時点(周期)、調査(集計)対象及び項目などが異なっているため、本調査結果との年次比較はできない点に留意する必要があります。

「社会医療診療行為別統計」及び「病床機能報告」と本調査の違いについては下記の表をご覧ください。また、それぞれの結果についてはリンク先を参照願います。

医療施設静態調査と「社会医療診療行為別統計」及び「病床機能報告」の比較

	医療施設静態調査	社会医療診療行為別統計 ^{注)}	病床機能報告 ^{注)}
所管	厚生労働省	厚生労働省	都道府県
時点(周期)	10月1日現在(3年)	6月審査分(毎年)	7月1日現在(毎年)
調査(集計)対象	病院・診療所(全数)	保険医療機関等における医療保険制度のレセプトのうちNDBに蓄積されたレセプト(全数) (医科診療、歯科診療、薬局調剤別。自費診療、労災保険等による診療や紙レセプト請求分は含まない。)	一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所(全数) (精神病床のみの施設及び無床診療所は含まない。)
項目[把握期間]	全身麻酔 実施件数 [9月中の1か月間]	診療行為別回数(医科診療、歯科診療) [6月審査分の1か月分]	全身麻酔の手術回数 [6月診療分(7月審査分)の1か月分]
	内視鏡下消化管手術 実施件数 [9月中の1か月間]	診療行為別回数(医科診療) [6月審査分の1か月分]	
	悪性腫瘍手術(部位別) 実施件数 [9月中の1か月間]	診療行為別回数(医科診療、歯科診療) [6月審査分の1か月分]	

注) 項目については、平成29年時点のものであり、今後変更されることがあります。

◇社会医療診療行為別統計

e-Stat 政府統計の総合窓口

閲覧 1 診療行為の状況

(医科診療)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001116156&tclass2=000001116159&tclass3=000001116257>

※「第1表 医科診療(総数) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数, 診療行為(細分類)、一般医療—後期医療・年齢階級別」などを参照

(歯科診療)

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450048&bunya_l=15&tstat=000001029602&cycle=7&tclass1=000001116156&tclass2=000001116159&tclass3=000001116160&result_page=1

※「第1表 歯科診療(総数) 件数・診療実日数・実施件数・回数・点数, 診療行為(細分類)、一般医療—後期医療・年齢階級別」などを参照

◇病床機能報告

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

※「年度別病床機能報告公表データ」を参照

Q.15 平成29年医療施設静態調査で病院票に「従事者数」の項目が追加されたのはなぜですか。

A.15 「従事者数」については、平成28年までは厚生労働省が別途実施している「病院報告」で毎年把握していましたが、報告者負担の軽減を図る観点から、「医療施設調査静態調査」における病院票に追加して3年周期で把握することになりました。

中間年(医療施設静態調査の実施年以外の年)においては、主な職種(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)の従事者数については、厚生労働省の行政記録情報から作成している「医師・歯科医師・薬剤師統計」及び「衛生行政報告例」、都道府県の業務記録情報として「病床機能報告」及び「医療機能情報提供制度」において把握しています。

ただし、調査対象範囲及び把握期間が異なっているため、厳密には年次比較はできない点に留意する必要があります。

「医師・歯科医師・薬剤師統計」、「衛生行政報告例」、「病床機能報告」及び「医療機能情報提供制度」と本調査の違いについては下記の表をご覧ください。また、それぞれの結果についてはリンク先を参照願います。

[目次に戻る](#) 

医療施設静態調査と各行政記録情報等との比較

	医療施設 静態調査	医師・歯科医師・ 薬剤師統計	衛生行政報告例	病床機能報告	医療機能情報 提供制度
所管	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	都道府県	都道府県
調査時点 (周期)	10月1日現在 (3年)	12月31日現在 (2年)	12月31日現在 (2年)	7月1日現在 (毎年)	都道府県ごとに (毎年)
報告者	病院・診療所	医師・歯科医師・薬剤師 (無職を含む免許取得者)	都道府県	一般病床・療養病床を 有する病院・ 有床診療所	病院・診療所・ 助産所
報告対象の 従事者	病院・診療所の 従事者	無職を含む免許取得者	病院・診療所・ 施設等の従事者	一般病床・療養病床を 有する病院・有床診療 所の従事者	病院・診療所・ 助産所の従事者

◇医師・歯科医師・薬剤師統計

e-Stat 政府統計の総合窓口

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450026&tstat=000001030962>

※「医療施設従事医師数」、「医療施設従事歯科医師数」「医療施設従事薬剤師数」を参照
常勤・非常勤別は「就業形態」を参照

◇衛生行政報告例

e-Stat 政府統計の総合窓口

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469>

※「隔年報」を参照

◇病床機能報告

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

※「年度別病床機能報告公表データ」を参照

◇医療機能情報提供制度（厚生労働省ホームページよりリンク）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

※各都道府県ホームページを参照

Q.16 平成30年4月から「介護医療院」※が創設されましたが、病院又は診療所の療養病床から「介護医療院」に転換した場合は医療施設調査の対象に含まれますか。

A.16 医療施設調査の対象であった病院又は診療所の療養病床が「介護医療院」に転換した場合は、調査の対象から外れることになります。

医療施設である病院又は診療所の療養病床のうちの介護療養病床については、介護保険法による「介護療養型医療施設」に指定されています。

「介護医療院」に転換した場合は医療施設でなくなるほか、介護保険法上は「介護療養型医療施設」から「介護医療院」へ変更となります。

※介護医療院とは、平成30年4月1日に施行された介護保険法上の新たな介護保険施設で、医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設です。

Q.17 医療施設調査の対象であった病院又は診療所の療養病床が「介護医療院」に転換した場合は調査対象から外れるとのことですが、今後このような施設に関する状況を把握したい場合はどのようにすればよいですか。

A.17 厚生労働省では、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とした調査として、「介護サービス施設・事業所調査」を毎年実施しております。「介護医療院」については、平成30年調査より調査対象とし、定員や従事者数等について把握することができます。

「介護サービス施設・事業所調査」については、以下のリンク先を参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>

Q.18 医療施設動態調査における「開設者の変更」とはどのような場合をいうのですか。

A.18 医療施設動態調査における「開設者の変更」とは、診療機能が継続されている状態で開設者が変更になった場合をいいます。

医療施設の継続性を捉え、変更前・変更後の開設者の状況を把握することで、開設者が個人から医療法人へ移行しているなどの傾向をみることができます。

Q.19もご参照ください。

Q.19 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とはどのような場合をいうのですか。

A.19 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とは、医療法に基づいて「開設届」及び「廃止届」が提出され、厚生労働省に「開設」及び「廃止」の調査票が提出された場合をいいます。

ただし、Q.18で説明している「開設者の変更」の場合は、医療法上は、「廃止届」及び「開設届」が提出されますが、医療施設動態調査では、「変更」として取り扱っており、「廃止」及び「開設」には含まれません。